

立地企業への 優遇制度のご案内

企業立地に関する優遇制度や 各種情報はこちら

<北海道経済部産業振興課ホームページ>
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/H27-2index.html>



進出企業の紹介や立地セミナー等 動画はこちら

<企業立地サポートサイト>
<https://invest-all-hokkaido.jp/>



目次

| | |
|--------------------|----|
| ■ 企業立地促進費補助金 | 2 |
| ■ 地域未来投資促進法による支援措置 | 7 |
| ■ 北海道 GX 推進税制 | 8 |
| ■ 地方拠点強化税制 | 10 |
| ■ その他道税の課税免除等 | 10 |
| ■ 中小企業総合振興資金融資制度 | 11 |

※お問い合わせ先は、裏表紙をご覧ください。

企業立地促進費補助金

詳細は北海道公式 HP をご確認ください

北海道 企業立地補助金



道では、北海道産業振興条例に基づき、企業立地の促進を図るための助成制度を実施しています。対象事業者は、道に立地計画の認定申請を行い、認定を受けることにより、工場等を新增設する際に投資額等に応じて、最大 15 億円の補助を受けることができます。(令和 8 年 4 月 1 日現在)

| 類型 | 分野 | 対象業種(事業) 注1 | 対象地域 | 補助要件 ・投資額 ・雇用増 注8 | 新設 増設 | 助成内容 注9、注10 | | | |
|----------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------|-----------|-----------|-----|
| | | | | | | 補助額(重点地域特例に該当する場合又は環境配慮型工場等に該当する場合、それぞれ1%を加算) 注11、注12 | 限度額 | 通算限度額 注14 | |
| 類型Ⅰ | 成長産業分野 | 自動車関連製造業 宇宙・航空機関連製造業 注2 高機能素材・複合材料関連製造業 注2 半導体関連産業 | 北海道(札幌市を除く。) | 5億円以上 20人以上 | 新設 | 投資額×10% | 15億円 注13 | 20億円 | |
| | | | | | 増設 | 投資額×5% | 5億円 | | |
| | | | | | 新設 | 投資額×10% | 10億円 注13 | 13億円 | |
| | | | | | | | | | 増設 |
| | | | | | 新設 | 投資額×5% | 1億円 | 1億5,000万円 | |
| | 増設 | 投資額×2.5% | 5,000万円 | | | | | | |
| | 類型Ⅱ | 市町村連携促進分野 | 製造業 自然科学研究所 高度物流関連事業 注4 データセンター事業 IT産業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業) コールセンター事業 植物工場 ※市町村が行う立地助成措置の対象であること | 特別対策地域 注5 | 2,500万円以上 3人以上 | 新設・増設 | 投資額×4% | 1億円 | 3億円 |
| | | | | | | 新設 | 投資額×8% | | |
| | | | | | | 新設 | 投資額×4% | | |
| | | | | | | 新設 | 投資額×8% | | |
| 増設 | | | | | | 投資額×4% | | | |
| 類型Ⅰ | 成長産業分野 | 電気・電子機器製造業 医薬品製造業 食関連産業 植物工場 新エネルギー・脱炭素燃料関連製造業 | 北海道(札幌市を除く。) | 5億円以上 20人以上 | 新設 | 投資額×10% | 10億円 注13 | 13億円 | |
| | | | | | 増設 | 投資額×5% | 3億円 | | |
| | | | | | 新設 | 投資額×5% | 1億円 | 1億5,000万円 | |
| | | | | | | | | | 増設 |
| | | | | | 新設 | 投資額×10% | 15億円 | 20億円 | |
| | 増設 | 投資額×5% | 5億円 | | | | | | |
| | 新設 | 投資額×10% | 3億円 | 13億円 | | | | | |
| | | | | | 増設 | 投資額×5% | 3億円 | | |
| | 本社機能移転事業 | 設備投資 | 北海道(札幌市を除く。) | 1億円以上 20人以上 | 新設 | 投資額×10% | 1億円 | — | |
| | | 賃借 | 北海道 | (投資額要件なし) 20人以上 (札幌市は30人以上) | 新設 | 1年間の賃料×1/2×3年間 (札幌市は1年間) | 1,000万円/年 | — | |
| 発展基盤施設分野 | 自然科学研究所 ※成長産業分野に関連する業種に限る。 | 北海道 | 10億円以上 研究員5人以上 | 新設 | 投資額×10% | 10億円 | 13億円 | | |
| | | | | 増設 | 投資額×5% | 3億円 | | | |
| | | | | 高度物流関連事業 注4 ※成長産業分野に関連する業種に限る。 | 北海道(札幌市を除く。) | 20億円以上 20人以上 | 新設 | 投資額×10% | 5億円 |
| 増設 | 投資額×5% | 1億5,000万円 | | | | | | | |
| 類型Ⅱ | 市町村連携促進分野 | 製造業 自然科学研究所 高度物流関連事業 注4 データセンター事業 IT産業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業) コールセンター事業 植物工場 ※市町村が行う立地助成措置の対象であること | 特別対策地域 注5 | 2,500万円以上 3人以上 | 新設 | 投資額×8% | 1億円 | 3億円 | |
| | | | | | 新設 | 投資額×4% | | | |
| | | | | | 新設 | 投資額×8% | | | |
| | | | | | 新設 | 投資額×4% | | | |
| | | | | | 増設 | 投資額×4% | | | |

- 認定事業者は、一つの立地計画ごとに、類型Ⅰ又は類型Ⅱの対象業種(事業)のうちいずれかの業種の補助金の交付を受けることができます。
- 地域未来投資促進法第13条第4項の承認を受けた事業で、知事が特に必要と認める事業に限ります。(有識者会議による意見聴取を踏まえ、高い経済波及効果等が認められたもの。)
- 再生可能エネルギー活用型データセンターとは「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源を利用して得られる電力が、データセンターで消費する電力全体のうち60%以上を占めると知事が認めるもの」をいいます。
- 高度物流関連事業については、施設設置者等と物流事業者が異なる場合であっても補助対象となる場合があります。詳しくはP5のQ14をご覧ください。
- 特別対策地域とは、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律などの適用地域です。詳しくはP.11をご確認ください。
- 札幌市及び江別市の区域にあっては、特設事業者が新設する場合に限ります。
- 特設事業者とは、地域未来投資促進法第13条第4項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものです。
- 雇用増の人数には、工場等の新設又は増設に伴い増加する雇用者の人数に、知事が認める出向者1人を加えることができます。詳しくはP4のQ3をご覧ください。類型Ⅱにおいては、雇用増の「3人以上」には、補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増(2名まで)を含むことができます。詳しくはP4のQ6をご覧ください。
- 他の補助制度により補助を受けている場合、類型Ⅱにおいて市町村が行う立地助成措置の助成内容を上回る場合などにおいては、助成額を調整することがあります。なお、債務超過の状況にある等の理由により、継続的な事業の実施が困難であると認められるときは助成しない場合があります。
- 補助金は、10年以内で分割して交付することがあります。
- 「重点地域特例」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域及び過疎地域とみなされる区域であって、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域であり、知事が別に定める区域における工場等の新設又は増設をいいます。(本社機能移転事業(賃借)を除く。)
- 「環境配慮型工場等」とは、省エネルギーを目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用により、工場等全体のエネルギー消費量を10%以上低減することが見込まれるものとして知事が認めた工場等をいいます。(データセンター事業及び本社機能移転事業(賃借)を除く。)
- 下表の上段に掲げる業種(事業)には、雇用増に応じた上限スライド制を適用します。雇用増に応じた上限スライド制とは、雇用増の人数に応じて限度額を設定するものです。

| 自動車関連製造業、宇宙・航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業 | | 電気・電子機器製造業、医薬品製造業 | |
|--------------------------------------|------|-------------------|------|
| 雇用増 | 限度額 | 雇用増 | 限度額 |
| 20人以上50人未満 | 5億円 | 20人以上50人未満 | 5億円 |
| 50人以上100人未満 | 10億円 | 50人以上 | 10億円 |
| 100人以上 | 15億円 | | |

- 通算限度額には「環境配慮型工場等」に該当する場合、又は「重点地域特例」に該当する場合の加算額は含まれません。

用語の解説

- 自動車関連製造業**(日本標準産業分類による)
自動車・同附属品製造業
- 宇宙・航空機関連製造業**(日本標準産業分類による)
航空機・同附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業(ロケット製造業(武器用を除く。)、ブースター製造業、人工衛星製造業、宇宙船製造業、気象観測用バルーン製造業に限る。)
- 高機能素材・複合材料関連製造業**(日本標準産業分類による)
製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、化粧品・歯磨き・その他の化粧品調整品製造業、その他の化学工業、石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)、ガラス・同製品製造業、炭素・黒鉛製品製造業、研磨剤・同製品製造業、製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く。)、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第一次製錬・精製業、非鉄金属第二次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む。)、非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押し出しを含む。)
- 半導体関連産業**(日本標準産業分類による)
(1)半導体の製造に関連する事業であって、次の業種のいずれかに該当するもの
半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、電子応用装置製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業
(2)(1)の業務に付随して行う回路・レイアウトの設計の業務に係る事業(設計事業単独は除く)
- 電気・電子機器製造業**(日本標準産業分類による)
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業
※上記の業種のうち、半導体関連産業に適用されるものは除く
- 医薬品製造業**(日本標準産業分類による)
- 食関連産業**(日本標準産業分類による)
次の業種のいずれかに該当するもの
(1)食料品製造業
(2)飲料・たばこ・飼料製造業
(3)一般産業用機械・装置製造業、農業用機械製造業(農業用器具を除く。)又は生活関連産業用機械製造業であって、(1)(2)に関連する業種に限る
- 植物工場**
施設内で、植物の生育に必要な環境を人工的に制御し、季節に関係なく養液栽培により野菜等の植物を連続的に生産するシステムを有する施設で、次に掲げるいずれかを満たすもの
(1)工場と一体的に展開する植物工場(工場との一体的な展開によって、熱や電力等の融通を行うことにより、省エネルギー化を図るもの)
(2)実証機能を有する植物工場(地中熱や太陽熱等の新エネルギーの活用や、コージェネレーション等の先進的な省エネ設備を導入し、植物工場単体で、投資採算性の向上に向けた実証機能を有するもの)
- 新エネルギー・脱炭素燃料関連製造業**
(1)太陽光等をエネルギー源とした発電事業の用に供する部品等を製造する事業であって、次の業種のいずれかに該当するもの
発泡・強化プラスチック製品製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、ボイラ・原動機製造業、一般産業用機械・装置製造業
(2)次に掲げる業務に係る事業
ア 電線・ケーブル製造業であって、海底直流送電(海底ケーブルを用いた直流の送電)に関連する業務
イ 基礎素材産業用機械製造業であって、水素等の脱炭素燃料の製造に関連する業務
ウ 船舶製造・修理業、船用機関製造業であって、電気及び水素等の脱炭

- 新設**
次の各号のいずれかに該当するもの
(1)道内に工場等を有していない者が新たに道内に工場等を設置すること
(2)既に道内に工場等を有する者が、新たに日本標準産業分類の中分類を異にする業種に係る工場等を設置すること
(3)事業者が道外から道内に本社機能の全部又は一部を移転するため、新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置すること(次号に掲げるものを除く)
(4)事業者が道外から道内に本社機能の全部又は一部を移転するため、建物又は建物の部分賃借して新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置すること
- 増設**
既に道内に工場等を有する者が製造の能力等の増加を伴う工場等を設置することで、新設以外のもの

企業立地促進費補助金

- 素燃料の運搬等に関連する業務
- 新エネルギー供給業**
風力、水力、地熱、バイオマスをエネルギー源として発電事業を行う事業で、次に該当するもの
(1)道内に本店を設置して事業を行うこと
(2)市町村支援の対象であること
- 自然科学研究所**(日本標準産業分類による)
自然科学に関する基礎研究、応用研究又は開発研究、試作・実証研究を行う施設(類型Ⅰの成長産業分野に関連する業種に限る。)
- データセンター事業**
自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業(これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。)
- 基盤技術産業**(日本標準産業分類による)
工業用プラスチック製品製造業、鉄素形材製造業、非鉄金属素形材製造業、金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く。)、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業
※上記の業種のうち、半導体関連産業に適用されるものは除く
- 本社機能移転事業**(設備投資)
事業者が道外から道内(札幌市を除く)に本社機能の全部又は一部を移転するため、新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置するもの(本社機能移転(賃借)を除く。)
- 本社機能移転事業**(賃借)
事業者が道外から道内に本社機能の全部又は一部を移転するため、建物又は建物の部分賃借して新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置するもので、次のいずれにも該当するもの
(1)建物又は建物の部分を賃貸して事業所を設置するもの
(2)事業所の面積が300㎡以上のもの
(3)事業所の設置に当たり省エネルギー又は新エネルギーの導入に積極的に取り組むもの
(4)道外から道内に本社機能を移転することを公表するもの
- 高度物流関連事業**
次の要件をいずれも満たす施設において行う荷さばき、保管、加工その他の事業(類型Ⅰの成長産業分野に関する事業に限る)
(1)容積が5,000㎡以上の一類倉庫、二類倉庫、三類倉庫、貯蔵槽倉庫若しくは危険品倉庫(半導体製造に関連するものに限る。)又は容積が3,000㎡以上の冷蔵倉庫(食料品の温度の管理の用に供するものに限る。)を有する施設
(2)自動仕分装置その他の設備であって、自動制御又は遠隔制御を行うことができるものを有する施設
(3)データ交換システム(取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。)を有する施設
(4)流通加工(物資の流通の過程における簡易な加工をいう。)の用に供する設備(単に貯蔵した物をそのまま出荷するのではなく、荷受方や輸送面への円滑な流通を図るため、出荷の際に梱包やラベル貼りなどを行う過程が施設機能として有するもの)を有する施設
(5)太陽光等による発電設備又は雪氷による冷暖房設備を有する施設
- 製造業**(日本標準産業分類による)
- IT産業**(日本標準産業分類による)
ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業
- コールセンター事業**
(1)電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務(①商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務、②新商品の開発、販売計画の作成等に必要と基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務)
(2)(1)の業務に付随して行う業務であって当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務
- 工業団地**
道が実施する工業団地に関する調査に基づき整備された工業団地台帳に登録されている団地(札幌市の区域以外の区域にあるものに限る)
- 工場適地**
工場立地法第3条第1項の工場立地調査簿に登録されている工場適地(札幌市の区域以外の区域にあるものに限る)
- 工業団地・工場適地の詳細**
次のHPをご覧ください。
○工業団地台帳
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/kougyou/daityou.html
○工場適地総覧
https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/tekichityousa/index.html

Q1 対象となる投資額は、どのようなものですか。

A 対象となる投資額は、工場等の新設又は増設をするために必要な施設に対する投資額であって、操業等のために直接使用される建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、車輛及び運搬具、工具・器具及び備品のほか、内部環境施設、福利厚生施設、敷地内の環境整備施設等に係るもの、ソフトウェア（道内製作のものを購入する場合に限る）など、資産計上された資産の取得価額になります（土地の取得価額は含みません）。

Q2 対象となる工場等の施設が、国などの補助を受ける場合（道及び市町村以外の補助制度）、併用は可能ですか。

A 国などの補助を受ける施設の投資額については、対象外となります。
 なお、国などの補助を受ける施設と明確に区分できる施設がある場合は、道の補助制度の対象となる可能性がありますので、ご相談ください。

Q3 対象となる雇用増は、どのような方が対象となりますか。

A 次の1又は2の項目を満たす方が対象となります。
 なお、雇用増は、立地計画の認定申請日を基準として、補助金の交付申請日において、現に雇用されている者の数を基に算定します。

1 工場等の新設又は増設に伴い増加する雇用者であって、次の要件のすべてを満たす方

- ①雇用期間の定めのない者
- ②雇用保険に加入している者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く）
- ③健康保険に加入している者
- ④厚生年金保険に加入している者

また、雇用増には、申請事業所において工場等の操業等に直接従事する者のほか、操業等に関する総務、生産管理又は資材管理等の業務に従事する者を含みますが、営業及び販売、配送等に従事する者を除きます。

2 次の要件のすべてを満たす出向者（1名に限る）

- ①道外の他の事業者から出向している者であること
- ②工場等に勤務するため、道外から道内に転入した者であること
- ③道内に住所を有する者であること

Q4 有期雇用者は雇用増の対象となりますか。

A 原則、雇用期間の定めのない者が対象となりますが、認定申請時に「認定申請に関する申出書」、交付申請時に「確約書」を提出し、次の事項及び上記Q2の1の②～④を満たす場合は対象となります。

- ①勤務形態が正規雇用者と同等であること
- ②雇用契約に自動更新条項及び更新回数の制限を行わない旨の条項を設けること
- ③雇用契約に業務量など経営上の理由により更新を行わない旨の条項を設けていないこと
- ④雇用者の長期欠勤等重大な勤務不良がない限りは雇用契約を更新すること

Q5 特定技能や技能実習の在留資格を有する外国人は、雇用増の対象となりますか。

A 在留期間に上限がない特定技能2号の在留資格を有する者は、雇用増の対象となりますが、上限がある特定技能1号及び技能実習の在留資格を有する者は、事実上の有期雇用者となるため、雇用増の対象とはなりません。

Q6 類型Ⅱの申請において対象となる、補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増は、どのような方が対象となりますか。

A 工場等の新設又は増設を行うにあたって、工場等の生産品を販売するレストランや物販施設等のような、対象となる工場等と一体的に事業を行う施設を併設する場合、その併設施設の新たな常用雇用者を2名まで、補助要件の雇用増3人の中に含めることができます。

Q7 次の①～③の場合の工事着手日は、いつですか。

- ①工場等の建物等を建設する場合
- ②建物等を買取る場合
- ③建物等の建設に先立ち機械設備等の取得を行う場合

A 工事着手日は、
 ①の場合は、基礎工事に着手した日となります。例えば「杭打ち」を必要とする工事であれば、これを開始した日となります。
 ②の場合は、建物の取得日（所有権移転の日）となります。
 ③の場合は、機械設備等が納入された日（機械の据え付け工事が必要な場合は、工事が開始された日）となります。

Q8 建物・機械設備等を全部又は一部をリースで導入する場合、対象となりますか。

A 法人税法第64条の2第3項に規定するリース取引（いわゆる「ファイナンス・リース取引」）に該当するものであって、法人税法施行規則別表16(四)の減価償却資産の償却額の計算に関する明細書に記載されるものは、対象となります。
 オペレーションリースに該当するものは、対象なりません。

Q9 建物の建設を伴わず機械設備のみを投資する場合、対象となりますか。

A 建物の建設を伴わない場合でも、増設に伴い雇用者が増加し、対象要件を満たす場合は対象となります。

Q10 親会社が投資を行い、子会社が従業員を雇用し操業する場合の扱いはどうなりますか。また、親会社からの出向者は雇用増の対象となりますか。

A 子会社の株式の50%超を取得している等の親会社の場合は、親子一体のものとして扱い、申請は親会社とします。
 また、雇用増は、操業を行う子会社が直接雇用する者を対象とするほか、親会社から子会社への転籍者及び親会社から子会社へ出向する者のうち、Q2の2に該当する出向者1人については対象となります。

Q11 業種は、工場等を設置する企業の主たる業種で判定するのですか。

A 新設または増設する工場等における事業内容により業種を判定します。

Q12 市町村の立地助成措置に投資に対する助成措置がなく、雇用増のみを対象とする助成措置である場合、類型Ⅱの対象となりますか。

A 助成措置の対象は、工場等の新設又は増設のために必要な投資額を対象とするものであることから、市町村の立地助成措置についても、新設又は増設のために必要な投資額を対象とする助成措置であることが必要ですので、雇用増のみを対象とする場合は、類型Ⅱでいう市町村が行う立地助成措置の対象となりません。

Q13 環境配慮型工場等とはどのような工場ですか。

A 環境配慮型工場等とは、省エネルギーを目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用により、工場等全体のエネルギー消費量を10パーセント以上低減することが見込まれるものとして知事が認めた工場等をいいます。具体的には、通常の設備の導入を行った場合又は新エネルギーの活用を行わなかった場合の工場等の稼働に必要な年間消費エネルギー量と比較して10パーセント以上の低減が見込まれる工場等を指します（類型Ⅰのデータセンター事業と本社機能移転（賃借）を除く）。
 この場合の省エネルギーのための先進的な設備として対象となる設備は、当該設備の製造又は販売を行うメーカー等のカタログや証明書等により、客観的に通常の設備と比較及び確認可能な設備のみとなります。

Q14 高度物流関連事業において、施設設置者が他の物流事業者に施設を貸す目的で物流施設を新設又は増設する場合も補助対象となりますか。また、雇用増は施設設置者と物流事業者のどちらの雇用増を算定の対象としますか。

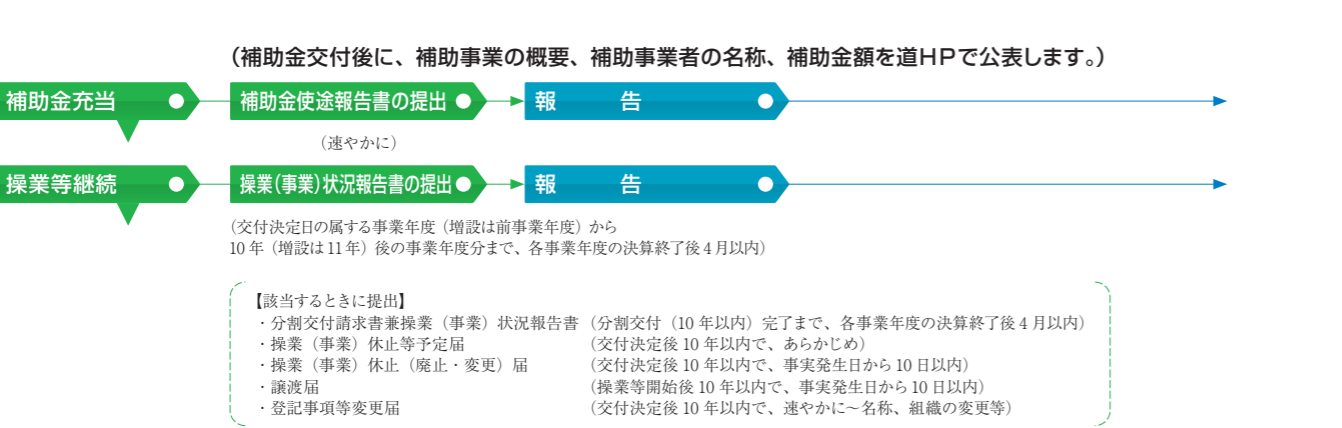
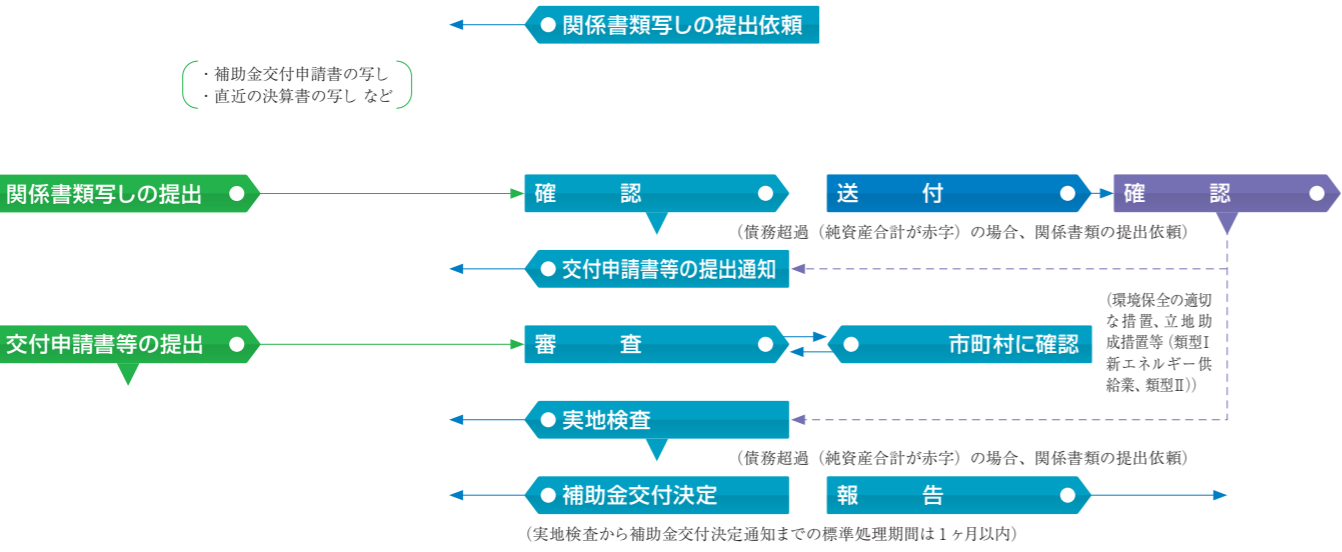
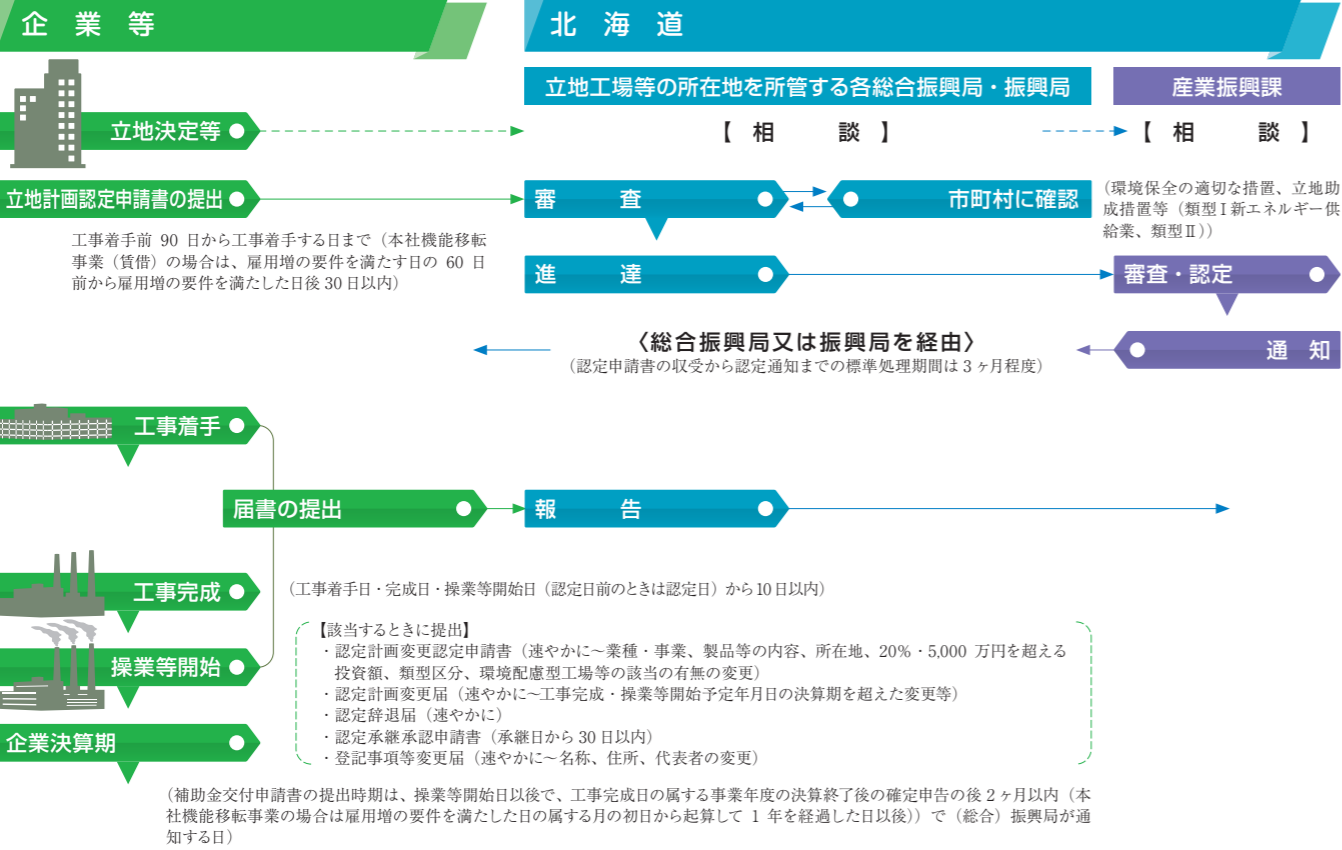
A 次の要件をすべて満たし、施設設置者と物流事業者が連名で申請する場合、補助対象となります。

- ①施設設置者が当該高度物流関連事業の建物を新設又は増設し、これを賃貸の用に供すること。
- ②物流事業者が当該高度物流関連事業の施設を賃借し、かつ、当該高度物流関連事業の施設において業務を開始すること。
- ③施設設置者及び物流事業者の双方が、親会社、子会社又は関連会社ではないこと。
- ④当該高度物流関連事業の施設について施設設置者と物流事業者との間に賃貸借の期間を10年以上とする契約があること。

この場合の雇用増は物流事業者の雇用増を算定の対象とします。

手続の流れ

企業立地促進費補助金



★補助金の認定申請に係る様式は、次のHPからダウンロードして使用してください。
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/yugu/sinjojoseido.html>



地域未来投資促進法による支援措置

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）

詳細は北海道公式HPをご確認ください

北海道 地域未来



地域未来投資促進法は、地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対して相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」の促進を目的とした法律です。

地域未来投資促進法に基づく基本計画を作成した地域において、道から事業計画の承認を受け、当該事業計画に基づき事業を実施する場合、税制(国税・地方税)や融資による支援を受けることができます。

税制による支援

| 対象事業者 | 対象税目 | 課税の特例の内容 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域未来投資促進法に基づく基本計画を作成した地域において、その基本計画に定められた「地域の特性」「経済的効果」等に該当する事業を行う事業者 ^{※1} | 〈国 税 ^{※2} 〉法人税 | 特別償却又は税額控除のいずれかを選ぶことができます。 〈機械装置・器具備品（上乗せ要件を満たす場合）〉 特別償却 35%（最大 50%）又は税額控除 4%（最大 6%） 〈建物・附属設備・構築物〉 特別償却 20% 又は税額控除 2% |
| | 〈道 税 ^{※3} 〉不動産取得税 道固定資産税 | 最大 3 年間免除 ※不動産取得税は、取得時最大全額 |
| | 〈市町村税 ^{※4} 〉固定資産税 | 最大 3 年間免除 ※市町村税の固定資産税の課税免除等の有無は、立地市町村によって異なります |

※1 税制(国税・地方税)による支援を受けるためには、道から事業計画の承認を受けた後、北海道経済産業局に課税の特例に係る確認申請を行い、国の確認を受ける必要があります。

※2 国税による支援を受けるための主な要件は、次のとおりです。

主な要件は次のとおりです。

①事業に先進性があること

②労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上

③設備投資額が1億円以上

④設備投資額が前年度減価償却費の25%以上

（対象事業者が連結会社の場合には同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算すること。）

⑤対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと

⑥旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上、かつ、投資収益率5%以上

※3 道税による支援を受けるための主な要件は、家屋及び土地の取得価額の合計が1億円超（農林漁業関連業種及びその関連業種に係るものにあつては5,000万円超）であること

※4 市町村税による支援を受けるための主な要件は、立地市町村によって異なりますので、各市町村に個別にお問い合わせください。

国への課税の特例の確認申請や
国税の課税の特例の詳細は、
経済産業省HPをご確認ください



経済産業省 地域未来 税制

その他の支援

日本政策金融公庫による設備資金、運転資金の融資 他

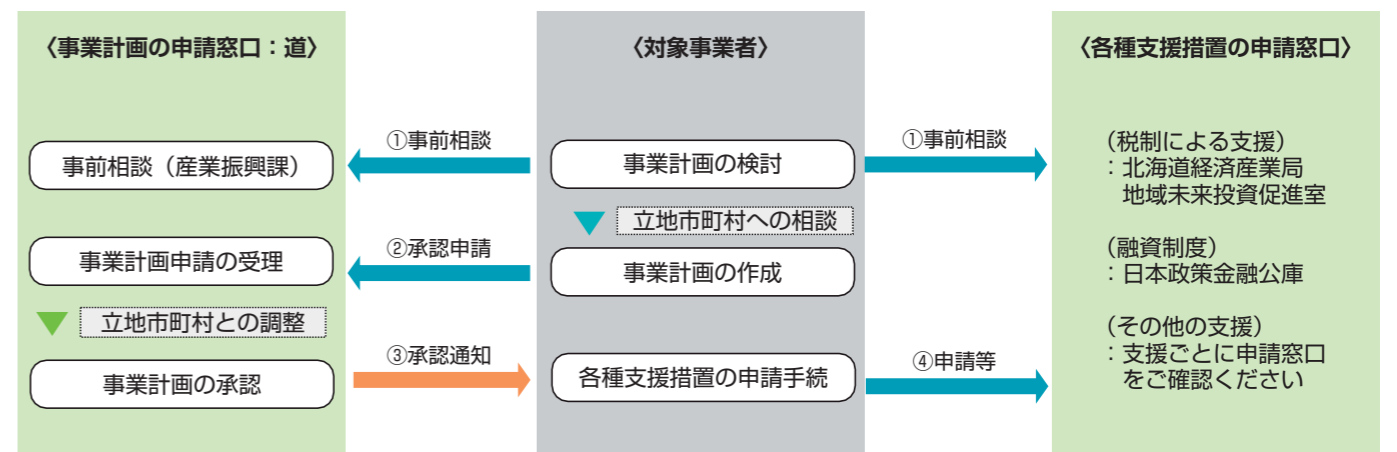
事業計画の承認要件と手続の流れ

地域未来投資促進法による支援措置

| | |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 要件1 | 各地域で作成された基本計画に記載されている地域の特性及びその活用戦略に沿った事業計画であること |
| 要件2 | 事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が各基本計画に掲げられた平均付加価値額を上回る計画であること ※付加価値額＝売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課 |
| 要件3 | 地域の事業者に対する相当の経済的効果が見込まれること ※計画毎に売上や雇用者数等の条件があるため、各地域の基本計画をご覧ください |

各種支援措置を受けるためには、事業の着手（事務所等の設置の着手、家屋建設の着手、償却資産の設置の着手等）の前に、事業計画の承認を受ける必要があります。

また、事業計画の承認は、各種支援措置の実行を保証するものではありません。支援を受ける場合は、各種支援措置の申請窓口事前に相談の上、所定の手続を行ってください。



お問い合わせ先

■ 企業立地等に関するご相談

札幌 北海道経済部産業振興局産業振興課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL(011)204-5324 FAX(011)232-2139
E-mail keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp

東京 北海道東京事務所 観光・企業誘致課
〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6-3
都道府県会館15階
TEL(03)5212-9210 FAX(03)5212-9004

大阪 北海道大阪事務所
〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目3番1-900
大阪駅前第1ビル9階
TEL(06)6344-4151 FAX(06)6344-4126

名古屋 北海道名古屋事務所
〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目1-1
中日ビル5階
TEL(052)263-1360 FAX(052)252-5145

■ 企業立地促進費補助金について

北海道経済部産業振興局産業振興課
TEL(011)204-5324
E-mail keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp

各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課

空知総合振興局 TEL(0126)20-0064
石狩振興局 TEL(011)204-5904
後志総合振興局 TEL(0136)23-1362
胆振総合振興局 TEL(0143)24-9590
日高振興局 TEL(0146)22-9281
渡島総合振興局 TEL(0138)47-9462
檜山振興局 TEL(0139)52-6643
上川総合振興局 TEL(0166)46-5944
留萌振興局 TEL(0164)42-8440
宗谷総合振興局 TEL(0162)33-2528
オホーツク総合振興局 TEL(0152)41-0636
十勝総合振興局 TEL(0155)26-9046
釧路総合振興局 TEL(0154)43-9181
根室振興局 TEL(0153)24-5619

■ 地域未来投資促進法による支援措置及び 地方拠点強化税制について

北海道経済部産業振興局産業振興課
TEL(011)204-5324
E-mail keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp

■ 北海道GX推進税制について

北海道経済部GX推進局GX推進課
TEL(011)206-9094
E-mail gx.suishin@pref.hokkaido.lg.jp

■ 中小企業総合振興資金融資制度について

北海道経済部地域経済局中小企業課
TEL(011)204-5346
E-mail keizai.chushokigyo1@pref.hokkaido.lg.jp

発行：2026年3月

北海道企業誘致推進会議

構成機関

北海道経済連合会(一般社団法人北海道新産業創造機構)
北海道商工会議所連合会
北海道商工会連合会
北海道電力株式会社
エア・ウォーター株式会社
北海道ガス株式会社
株式会社北洋銀行
株式会社北海道銀行
株式会社苫東
石狩開発株式会社
北海道土地開発公社
株式会社札幌ヴェルディ
三鬼商事株式会社
株式会社ビッグ
三幸エステート株式会社
日本貿易振興機構北海道貿易情報センター
北海道開発局
北海道経済産業局
北海道市長会
北海道町村会
国立大学法人北海道大学
北海道